

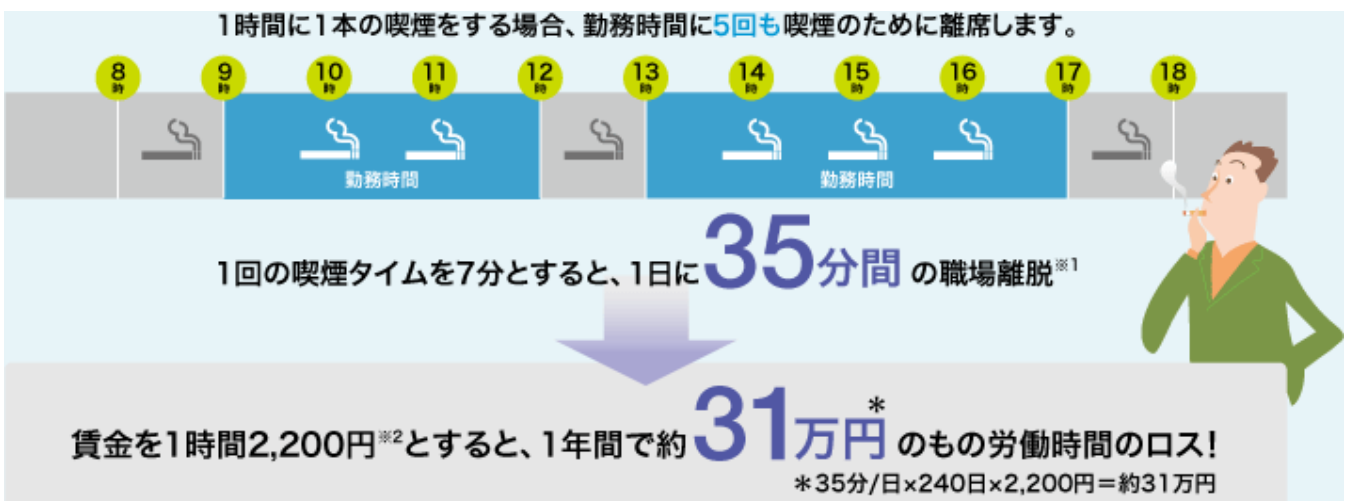
週刊 タバコの正体



喫煙者は定期的にタバコを吸い続けます。だから、働いている喫煙者は仕事にもタバコを吸う時間が必要になります。

では、勤務中にタバコを吸う時間は、労働時間に含まれるのでしょうか。

ほとんどの職場は受動喫煙を防ぐために禁煙になっているので、喫煙者はタバコを吸うためには職場を離れなければなりません。つまり、厳密に言うと仕事はできないわけです。



※1 厚生労働科学研究費補助金（第3次がん総合戦略研究事業）分担研究報告書 職場における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度に関する研究：平成18年度 [L20091111076]

※2 独立行政法人 統計センター：平成21年賃金構造基本統計調査（一般労働産業大分類）：2010 [L20101111008] より作図

ファイザー「職場の喫煙対策」から

そこで、上の例をみてください。勤務中に一日5本吸ったすると毎日35分の労働時間を失い、それを賃金に換算すると年間31万円にもなるという試算です。

いかがでしょう。もしあなたが将来、会社を経営する立場になったら、この事態をどう考えるでしょうか。一番上のイラストのように「タバコは休憩時間以外禁止」と言いたくなりませんか。しかしながら、長時間タバコを吸えない喫煙者にとっては、そのような状況になると、ニコチン切れによるストレスが大きくなり、作業効率が低下することが予想されます。会社経営にとっては難しい問題です。

じつは最近、この問題を解決するために、「喫煙者は採用しません」とする企業が増えているのです。これから就職する君たちは、こんな事情も知っておいて下さい。

産業デザイン科 奥田 恭久